

## 熊本市空家等対策協議会運営要綱

制定 平成30年1月18日市長決裁

改正 平成30年3月13日建築指導課長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第3条の規定に基づき、熊本市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第6条に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な事項を協議する。

### (組織)

第3条 協議会は、会長及び17名以内の委員によって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 民間団体関係者
  - (3) 公募委員
  - (4) 関係行政機関の職員
  - (5) 熊本市職員
  - (6) 前5号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

### (会長及び副会長)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 協議会に副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長がやむを得ない理由により会議を欠席するときは、副会長が会議の議長となる。
- 3 会議は、委員総数の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 議事は、出席する委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによ

る。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、会議のために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の代理出席等)

第8条 やむを得ない特別な事情がある場合は、第3条第3項第4号及び第5号に該当する委員は、委任状を付与して代理者を出席させることができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)第7条に掲げる情報に該当する情報について協議を行うとき又は委員の発議により出席する委員の3分の2以上の多数で公開が不相当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

(議事録)

第10条 協議会の会議については、議事録を作成するものとする。

2 議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 出席した委員の氏名
- (4) 配布資料
- (5) 議題及び議事の経過
- (6) その他必要と認める事項

3 議事録は、議長及びあらかじめ議長が指名する委員2名が署名するものとする。

4 議事録は、次の各号に掲げる事項を除き、公開するものとする。

- (1) 協議会が公開すべきでないとする事項
- (2) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると議長が認める事項

(事務局)

第11条 協議会の庶務は、都市建設局都市政策部建築指導課において行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月13日から施行する。